

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月13日	
条例の題名	三重県営畜産経営環境整備事業分担金徴収条例	公 布 日	昭和52年12月23日	
条 例 番 号	昭和52年三重県条例第39号	直 近 改 正 日	昭和61年3月31日	
所管部局課	農林水産部農畜産課	電 話 番 号	059-224-2541	
条例の概要	県営畜産経営環境整備事業に要する経費の分担金の徴収に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の類型	法執行型	
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第224条の規定により普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。同法第228条の規定により分担金に関する事項は条例で定めることが必要である。当該事業に係る受益者分担金を徴収することが必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	分担金に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	当該事業は現在実施していない。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
適法性	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	分担金に関する事項は、地方自治法第228条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。	
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第224条及び第228条第1項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
有効性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	地方自治法第228条第1項の規定に基づき、必要な事項を条例で定めているものであり、分担金の額については、本事業の補助率を基に定めており、実務上の食い違いはない。	
	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第228条第1項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	納付される分担金は、県営畜産環境整備事業実施の際に受益者が負担すべき額である。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	県営畜産経営環境整備事業の受益者という特定の者が負担すべき分担金の徴収であり、限定的なものである。	
その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	いいえ	県営畜産経営環境整備事業の受益者という特定の者が負担すべき分担金の徴収であり、限定的なものである。	
	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
点検・見直し結果	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
改正・廃止の必要はない	現在、当県で本事業は実施していないものの、事業自体は存続しており、今後実施する可能性もあることから、現時点では改正の必要がないと考える。		無	無